



広報

# 宮田用水

No.55

発行所 宮田用水土地改良区  
 〒492-8211  
 愛知県稲沢市稲沢町北山178番地  
 電話(0587)32-4151 (代表)  
 FAX(0587)21-7027  
<https://www.miyatayousui.or.jp/>  
 発行人 理事長 瀬戸三朗  
 編集 庶務課

## 令和3年度 水質保全対策事業新光堂川地区にて用水路の更新を行いました



一宮市萩原町地内



一宮市大和町地内

目次	●	ごあいさつ ..... 2	●	財務状況の公表 ..... 7
		理事長 瀬戸三朗		
		● 新年度を迎えて ..... 3		● 令和4年度宮田用水土地改良区配水計画 ..... 9
		愛知県土地改良事業団体連合会 会長 中野治美		
		● 国営事業の実施状況について ..... 4		● 令和4年度賦課金・決済金について ..... 10
		新濃尾農地防災事業所 所長 前田健次		
		● 通常総代会議案、功労者表彰 ..... 5		● 国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の 促進に関する提案活動について ..... 12
		● 令和4年度予算 ..... 6		● 理事・役員 の就任について ..... 13
				● 県営事業実施状況 ..... 14
				●

### ◎受益面積及び組合員数

(令和3年11月1日現在)

市 町 名	一宮市	稲沢市	津島市	名古屋市	清須市	愛西市
受益面積 (ha)	1,673.2	1,827.6	383.1	429.1	113.6	134.3
組合員数 (人)	9,186	7,452	1,174	1,921	903	492
市 町 名	北名古屋市	あま市	蟹江町	大治町	計	
受益面積 (ha)	6.0	669.6	91.4	65.6	5,393.5	
組合員数 (人)	76	3,181	588	512	25,485	



## ごあいさつ

宮田用水土地改良区

理事長 瀬戸 三郎

新緑の候、組合員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また日頃は、当改良区の運営につきまして、格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株による急速な感染拡大により、国及び県においてまん延防止等重点措置が適用されるなど、様々な業界へ影響を与えております。感染拡大は未だに収束の兆しが見えておりませんが、我々も感染拡大させないことを第一に業務運営にあたっていきたいと考えております。

最初に、山田一己前理事長が、今年2月11日理事長在任中に急逝されました。山田前理事長におかれましては、約5年6ヶ月にわたり土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進に全力で取り組んでいただきましたことに深く感謝申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。

山田前理事長の逝去を受けて、今年2月16日に理事の互選により不肖私が理事長の要職をお引き受けすることとなりました。

前理事長は、用水管の更新、旧水路の改修、新規県営事業の申請など、皆様のご協力を得ながら順調に進められました。後を受けた私の任期中においても、未着手の漏水の危険性のある用水管の更新など大きな問題を抱えております。もとより微力ではありますが、粉骨砕身努力いたす所存ですのでよろしくお願いいたします。

今年度の通水であります。犬山頭首工からの取水は3月26日より開始しております。受益地区全域に配水するよう最大限の努力をしますが、与えられた取水量には限りがあり、ほぼ全域で時間割による「番水制」を実施しなければなりません。組合員の皆様には大変なご苦勞と不自由を強いることとなりますが、何卒ご理解ご協力をお願いしたいと思います。

今年3月4日に開催された通常総代会は、感染リスクを最小限にとどめるため、規模縮小して行われ、令和4年度予算案を始めとする14議案を可決成立させていただきました。大変厳しい財政状況の中ではありますが賦課金におきましては据え置きとし、引き続き経費削減に努力してまいります。

令和4年度予算から複式簿記移行に伴った予算編成となっており、一般会計収支予算は、総額8億8,779万円となっております。また、第14号議案では、役員(理事1名)補欠選任により理事1名が選出されました。

国営県営事業についてですが、国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」は、主工事はおとなりの木津用水地域に移っておりますが、犬山頭首工左岸導水路余水吐で小水力発電施設の建設が計画され、現在国において建設工事が行われており、令和6年度からの稼働を目指し鋭意進められております。この発電施設の売電収益は、土地改良施設の維持管理費に充当することが可能となり、管理費の軽減につながるものであります。

県営土地改良事業では、老朽化した用水管の更新整備や地域排水の役割を担う旧水路の整備を中心として、7事業13地区について、引き続き関係機関と連携しながら実施してまいります。

最後に、組合員の皆様と役職員力を合わせて運営に全力を挙げていきたいと思っております。組合員皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 新 年 度 を 迎 え て

愛知県土地改良事業団体連合会

会 長 中 野 治 美



若葉が薫る季節となりました。新型コロナウイルスは未だに収束の兆しを見せておりませんが、瀬戸三朗理事長はじめ組合員の皆様方には、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

また、平素より、土地改良事業の推進に格別なご支援、ご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

まず初めに、平成28年8月より理事長を務められてきた山田一己様が本年2月に急逝されました。まことに哀惜の念に堪えません。これまでのご尽力に対し、敬意を表し、謹んで哀悼の意を表します。

さて、令和4年度の国の土地改良予算は、令和3年度補正予算で「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を含め1,832億円、令和4年度当初予算につきましては4,468億円、総額で6,300億円となり、令和3年度と同水準の予算が確保されました。

ご承知のように本県は、古くから木曾川・矢作川・豊川の三大水系を中心に各種の土地改良事業を展開してきたことにより、農業産出額で全国8位、中部地方最大の農業県となり、これを支えていくためにも、計画的かつ着実に農業生産基盤の整備を進めていかなければなりません。特に、基幹的農業水利施設の相当数は老朽化が進んでおり、計画的かつ効率的な施設の補修・更新等について喫緊の対応を求められております。

貴土地改良区が管理されています宮田用水は、四百年もの間、尾張平野を潤し、尾張地域の農業を支え続けている貴重な用水であるとともに、地域の防災・減災対策をも担う重要な用水であり、今後も大切な施設を災害から守るため計画的かつ着実な整備を進めていかなければなりません。そのためには次代を見据えた土地改良施設の更新や機能保全対策等を実施していく必要があります。事業の新規採択を含め、その計画的な推進のため、瀬戸理事長はじめ、組合員の皆様のお力添えをいただき、今後も当初予算での土地改良予算の安定的な確保を目標として、積極的に要請活動等を展開して参る所存です。

貴土地改良区においては国営総合農地防災事業「新濃尾二期地区」として宮田導水路の改修が行われ、現在は新たな水管理システムの導入に伴う工事や側水路工事等が実施され、更に、県営土地改良事業により用水管並びに水路の更新整備に鋭意取り組まれています。

本会といたしましても、これまで培ってきた技術と蓄積された経験を活かし、貴土地改良区が取り組む各種土地改良事業や施設の維持管理等が円滑に実施されますよう「闘う土地改良」を旗印として、着実な土地改良事業の推進に貢献して参る所存でございます。

終わりに、コロナ禍を乗り越えて、一日も早く安心して生活できることを願うとともに、土地改良事業の限りなき発展と合わせて伝統ある貴土地改良区が、江戸時代から脈々と受け継がれた農業用水を維持管理されてこられ、“都市との共生”を図りながら、地域に大きく寄与される土地改良区として、ますますご繁栄されますようお祈り申し上げ、ご挨拶といたします。



## 国営事業の実施状況について

### 新濃尾農地防災事業所

#### 所 長 前 田 健 次

昨年に引き続き国営新濃尾農地防災事業所長を務めさせていただきます。本年度もよろしくお願ひします。故山田前理事長には理事長ご就任以来、国営事業の推進に熱意をもって取り組まれ、事業全体としての予算の確保、事業進捗の安定、地域防災・減災の効果発現による地域安全性の向上にご尽力いただいたことに心より感謝しているところであり、敬意を表します。

また、瀬戸理事長をはじめ宮田用土地改良区の皆様におかれましては、日頃より、事業の推進に、多大なるご支援とご協力を賜り感謝申し上げますとともに、残すところ6年となった本事業及び濃尾用水地域における農業農村整備事業の計画的な実施について、今後も地域一丸となり、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

おかげさまで、国営新濃尾土地改良事業につきましては、平成10年度に事業に着手して以来、順調に進捗しております。新濃尾（一期）地区においては、犬山頭首工や大江排水路の改修を行い、平成21年度に完了いたしました。また、新濃尾（二期）地区として、平成19年度より宮田導水路の改修を行ってきたところですが、すでに全体9.8kmの用水路改修を了し、平成27年度より用排水分離された水路による通水が実現しています。これらの施設につきましては、土地改良区の皆様に適切に管理・運用いただいているところでありますが、より良い施設を整備するため、引き続きご助言、ご支援を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

また、犬山頭首工小水力発電施設につきましては、昨年度から工事に着手し、令和6年度の供用開始に向け、計画に沿って着実に工事を進めて参ります。

なお、国営事業計画に関しまして、平成26年度の第1回計画変更以降、社会情勢の変化等に伴う受益面積の減少が進行していることから、現在、第2回計画変更に向けた作業を進めているところ です。

さて、当地区の予算ですが、皆様の御支援に支えられ、令和4年度当初予算につきましては21.3億円が措置されるとともに、令和3年度補正予算においても2.0億円が措置されており、両予算を合わせて本地区の事業の推進に必要な予算が確保されています。宮田用土地改良区関係では、令和3年度に宮田導水路の水管理施設が完成し、幹線水路全線において農業用水の安定供給及び安全な管理が可能となりました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策において皆様には、テレワークの推進等によりご不便をおかけいたしました。事業所としましては、引き続き感染・感染拡大防止対策に取り組みながら、事業の推進に努めてまいりますので、御支援・御協力のほどよろしくお願ひいたします。

また、近年は毎年のように、豪雨による自然災害が頻発しており、特に、時間降水量50mm以上、日降水量100mm以上となるような短時間での大雨が増加傾向にあります。令和3年8月の豪雨では、東海地方でも溢水等の災害が発生しましたが、当地区では国営事業で整備した施設を適切に運用いただき、大きな災害には至りませんでした。引き続き宮田用土地改良区の皆様には、国営事業で整備した施設を適切に管理・運用いただくとともに、国としても必要な施策を講じ、農業・農村の防災・減災対策を推進してまいります。

最後になりましたが、宮田用土地改良区の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げますとともに、引き続き新濃尾土地改良事業の推進にご支援賜りますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

## ◎通常総代会議案

令和4年3月4日開催の通常総代会で次の各議案が審議可決されました。

- 第 1 号 議 案 法立井筋の一部管理移管及び土地の寄付について
- 第 2 号 議 案 会計細則の一部改正について
- 第 3 号 議 案 地区除外等処理規程の一部改正について
- 第 4 号 議 案 令和3年度一般会計収支補正予算について
- 第 5 号 議 案 令和3年度工事施行について
- 第 6 号 議 案 令和3年度決済金特別会計収支補正予算について
- 第 7 号 議 案 土地改良施設維持管理適正化事業の実施について
- 第 8 号 議 案 令和4年度組合費の賦課徴収方法とその時期の制定について
- 第 9 号 議 案 令和4年度農地転用決済金について
- 第 10号 議 案 令和4年度一般会計収支予算について
- 第 11号 議 案 令和4年度工事施行について
- 第 12号 議 案 令和4年度取引金融機関について
- 第 13号 議 案 令和4年度発電事業特別会計収支予算について
- 第 14号 議 案 役員（理事1名）補欠選任について



令和4年3月4日開催 通常総代会で  
議長を務める春日井総代



通常総代会前日に議長、副議長立会の下、  
職員による書面議決書の開封状況

### 功 労 者 表 彰

○職員として長年事業の推進に尽くした功績大なるものと認められ表彰されました。

徴 収 課	主幹兼農地転用係長	藤 城 稔	(30年)	令和4年4月12日表彰
中央管理所	主 幹	平 松 隆 広	(30年)	令和4年4月12日表彰

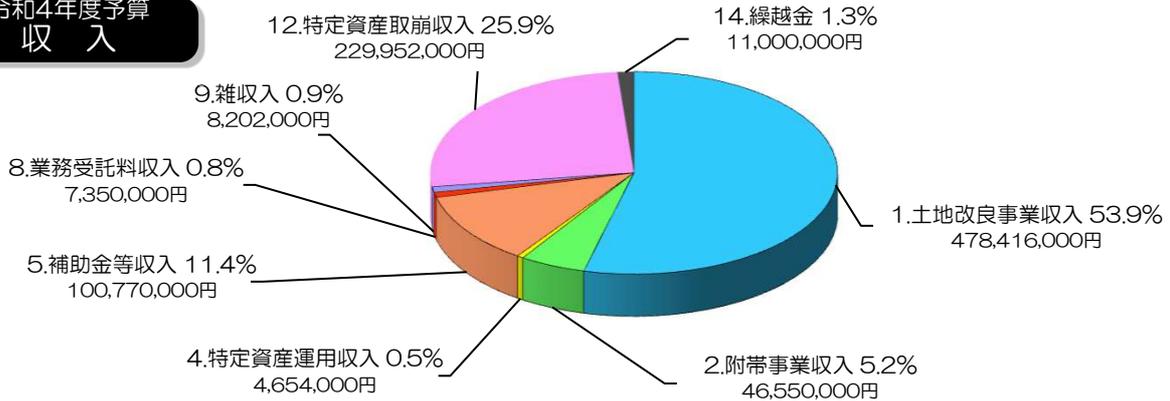
### ◎令和4年度予算

通常総代会で議決された本年度予算は次のとおりです。令和4年度から複式簿記移行に伴い、土地改良区会計基準に沿った勘定科目へ変更となりました。

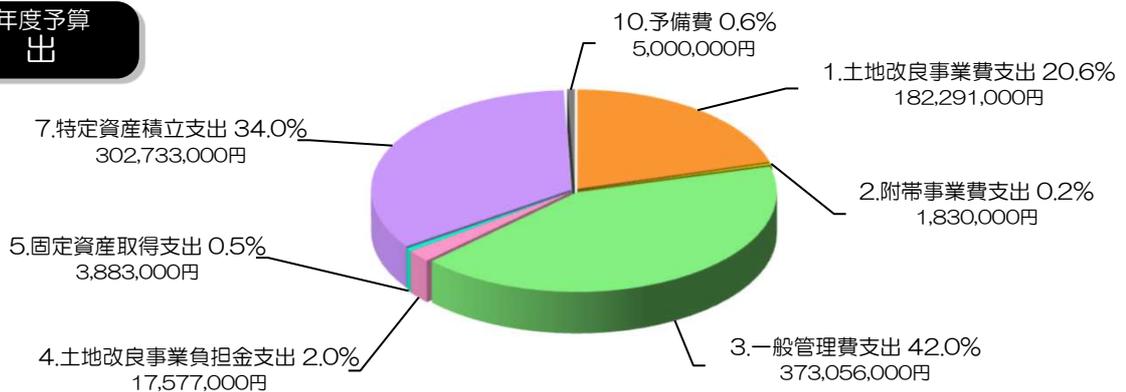
#### 【一般会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 土地改良事業収入	478,416,000	1. 土地改良事業費支出	182,291,000
2. 附帯事業収入	46,550,000	2. 附帯事業費支出	1,830,000
3. 基本財産運用収入	890,000	3. 一般管理費支出	373,056,000
4. 特定資産運用収入	4,654,000	4. 土地改良事業負担金支出	17,577,000
5. 補助金等収入	100,770,000	5. 固定資産取得支出	3,883,000
6. 交付金収入	1,000	6. 基本財産積立支出	922,000
7. 寄付金収入	1,000	7. 特定資産積立支出	302,733,000
8. 業務受託料収入	7,350,000	8. 雑 支 出	1,000
9. 雑 収 入	8,202,000	9. 他会計貸付金貸付支出	500,000
10. 借入金収入	1,000	10. 予 備 費	5,000,000
11. 基本財産取崩収入	1,000		
12. 特定資産取崩収入	229,952,000		
13. 固定資産売却収入	5,000		
14. 繰 越 金	11,000,000		
合 計	887,793,000	合 計	887,793,000

#### 令和4年度予算 収 入



#### 令和4年度予算 支 出



#### 【発電事業特別会計】

収 入		支 出	
款	予 算 額 (円)	款	予 算 額 (円)
1. 発電事業収入	1,600,000	1. 発電事業費	1,852,000
2. 他会計借入金借入	500,000	2. 一般管理費支出	48,000
		3. 特定資産積立支出	200,000
合 計	2,100,000	合 計	2,100,000

## ◎財務状況の公表

令和2年度宮田用土地改良区各会計決算及び財産目録は、令和3年10月13日開催の臨時総代会において承認されました。  
本誌に掲載することにより、宮田用土地改良区規約第47条に規定する財務状況の公表といたします。

## ●令和2年度決算（令和3年10月13日 臨時総代会で承認）

## 【一般会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 組 合 費	280,935,800	1. 事 務 費	319,006,771
2. 財 産 収 入	453,474	2. 選 挙 費	1,290,952
3. 使 用 料	47,601,485	3. 維 持 管 理 費	187,990,940
4. 補 助 金	97,547,156	4. 災 害 復 旧 事 業 費	27,840
5. 交 付 金	3,150,000	5. 財 産 費	24,596,651
6. 寄 付 金	0	6. 借 入 金	2,008,800
7. 雑 収 入	8,889,796	7. 諸 費	17,696,697
8. 借 入 金	0	8. 負 担 金 及 び 分 担 金	16,217,138
9. 繰 越 金	13,803,570	9. 抛 出 金	2,340,000
10. 繰 入 金	148,124,113	10. 繰 出 金	20,000,000
		11. 予 備 費	0
合 計	600,505,394	合 計	591,175,789

※収入、支出差引残金 9,329,605円は、令和3年度へ繰越

## 【決済金特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 決 済 金	206,091,300	1. 積 立 基 金	209,627,152
2. 積 立 基 金 収 入	4,542,420	2. 諸 費	1,006,568
3. 繰 入 金	122,418,000	3. 繰 出 金	122,418,000
合 計	333,051,720	合 計	333,051,720

※収入、支出差引残金 なし

## 【職員退職給与特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 繰 入 金	20,000,000	1. 退 職 手 当 金	74,589,544
2. 積 立 基 金 収 入	936,711	2. 諸 費	0
3. 繰 越 金	344,883,613		
合 計	365,820,324	合 計	74,589,544

※収入、支出差引残金 291,230,780円は、令和3年度へ繰越

## 【発電事業特別会計】

収 入		支 出	
款	決 算 額 (円)	款	決 算 額 (円)
1. 売 電 収 入	1,343,345	1. 繰 出 金	1,343,345
合 計	1,343,345	合 計	1,343,345

※収入、支出差引残金 なし

## ●令和2年度財産目録（令和3年5月31日調製）

資 産		負 債	
摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
1. 流 動 資 産	3,537,794,990	1. 長 期 負 債	0
2. 固 定 資 産	659,491,273	2. 短 期 負 債	3,420,159,308
資 産 合 計	4,197,286,263	負 債 合 計	3,420,159,308



〔決算監査 書類検査〕



〔決算監査 現地検査〕



### 監査結果報告

宮田用水土地改良区の令和2年度決算監査として、令和3年7月26日に、業務、会計及び財産の状況について、監査をした結果、適正なものと認められるので、定款第24条の規定に基づき、理事会及び総代会にて鈴木総括監事が報告しました。

令和3年7月26日

総括監事	鈴木	純
監事	松岡	亨
監事	富田	弘幸
監事	安井	公明
監事	松波	清巳

## ◎令和4年度宮田用水土地改良区配水計画

宮田用水土地改良区利水調整規程第6条により、令和4年度の配水計画は令和4年3月11日の理事会において定められました。

期 間	3月26日 から 4月20日 まで	4月21日 から 5月25日 まで	5月26日 から 6月25日 まで	6月26日 から 10月15日 まで
最大取水量	6.48 m <sup>3</sup> /s	20.81 m <sup>3</sup> /s	25.66 m <sup>3</sup> /s	26.82 m <sup>3</sup> /s

※ 下記の場合は、通水を停止若しくは減量する場合がありますので、ご承知おき下さい。

- ①地震発生の際、震度5以上の場合
- ②NTT回線が寸断された場合
- ③今渡地点の木曾川本川流量が3,000 m<sup>3</sup>/s を超えた場合
- ④その他、地域の気象状況、営農状況、突発事故の発生による場合

通水停止等連絡事項、各幹線・支線・分水路の配水期間及び時間割をホームページに掲載しますのでご確認ください。

## ▼令和3年度は、木曾川上流の大雨により取水停止が4回ありました。

- ① 5月21日(金) 3:40 ~ 5月22日(土) 12:00
- ② 8月13日(金) 22:24 ~ 8月17日(火) 9:00
- ③ 8月18日(水) 8:42 ~ 8月19日(木) 9:00
- ④ 9月4日(土) 21:40 ~ 9月5日(日) 9:00



犬山頭首工：木曾川左岸より撮影



犬山頭首工：木曾川右岸より撮影

▲令和3年8月15日、大雨により今渡ダム放流量が3,000 m<sup>3</sup>/s を超えた時の状況。

宮田用水土地改良区は、農業用水の維持管理の実施を目的として、土地改良法に基づき設立された農業者の組織です。

その業務は、宮田用水土地改良区の管理する水路の維持管理と、宮田用水土地改良区が管理する分水口に水を送ることです。

宮田用水土地改良区から送られた配水は、市町が管理する水路や、地元土地改良区また地元が管理する水路を通じて、農地に供給されます。

## ◎令和4年度賦課金・決済金について

令和4年度賦課金・決済金は、通常総代会で下記のとおり決定しました。

(1,000m<sup>2</sup>当たり)

賦 課 金	5,240 円
決 済 金	331,000 円

### ●賦課金について

- 宮田用水土地改良区は、農業用排水施設の維持管理を行っており、この維持管理費に充てるために区域内農地（田）に賦課金がかかります。
- 農地を異動し、旧組合員に未納金がある場合は、新組合員に未納金の納入義務（土地改良法第42条）が生じますので、納め忘れがないようご注意ください。
- 賦課基準日は毎年4月1日現在の土地を対象に賦課されますので、異動、農地転用がありましたら速やかに届出して下さい。賦課に関する土地原簿の閲覧等につきましては、当改良区徴収課までご連絡下さい。
- 土地区画整理事業施行中は、農地(田)として利用されていなくても賦課金がかかります。事業中の転用(埋立含む)をされる場合は、決済の手続きをして下さい。決済の手続きをされないとそのまま賦課の対象となりますのでご注意ください。

### ●組合員の資格取得・喪失の届出について

下記の場合は、土地改良法第43条により変更通知をしていただくことになっておりますから、当改良区徴収課までご連絡していただき、所定の手続きをして下さい。

- 組合員が死亡した場合
- 組合員が農地（田）の喪失又は、取得した場合（農地(田)の異動、売却、譲与等）
- 農業者年金の受給による経営移譲の場合

### ●農地（田）に異動があったときは、当改良区に必ずお届け下さい

農業委員会に届出（所有権、耕作権の設定）済、或いは登記の完了により土地改良区の台帳は自然に加除されることはありません。土地改良区の台帳は組合員からの異動通知によって加除されることになっておりますので、他の人に売却されても本人から通知がなければそのまま賦課されますので異動がありましたら必ず届出をして下さい。

### ●決済金とは

農地転用等により区域内農地（田）が減少しても、農業用排水施設の維持管理費は減少しませんので、残った組合員の負担過重とならないよう、農地転用等をされる時に維持管理費の今後相当期間分の負担額を一括して納めていただくものです。

### ●農地転用、地区除外申請等について

- 農地（田）を宅地、その他に転用される場合、又は畑に転換される場合には、当改良区への手続きと決済金（維持管理補償費）の納入が必要となります。
  - 公共事業（道路、学校用地、公園、河川、水路等）用地として売買、又は寄付される農地（田）についても、決済金の納入が必要となります。
- ※ 令和4年4月1日申請受付より意見書交付については、申請日より二週間後以降の交付となります。詳しくはホームページでご確認下さい。

### ●便利な口座振替をご利用下さい

- 口座振替をご希望の方は宮田用水土地改良区までお問い合わせ下さい。こちらから手続きに必要な書類を郵送いたしますので必要事項をご記入の上、取扱金融機関窓口にて手続きをお願いいたします。また、ゆうちょ銀行をご利用の場合は郵便局に備え付けの「自動払込利用申込書」より郵便局窓口にて手続きを行って下さい。
- 口座振替のできる取扱金融機関は次のとおりです。  
愛知県内の農業協同組合・三菱UFJ銀行・大垣共立銀行・尾西信用金庫・ゆうちょ銀行  
※あま市、大治町、清須市については徴収委任地区のため上記金融機関とは異なります。

※賦課金等についてのお問い合わせは直接当改良区徴収課までお願いします。

### ●本人確認のお願い

- 個人情報保護規程により、窓口で本人確認を行います。  
お越しの際は、免許証、保険証、マイナンバーカードなど本人確認の出来る書類をご持参下さい。お手数ですが、ご協力をお願い致します。

※本人確認が困難な場合は、お答えできない場合もございますのでご了承下さい。

### ●委任状について

- 個人情報保護規程により、各種申請書を代理人が提出する場合は、委任状が必要です。  
お手数ですが、ご協力をお願い致します。

### ●ゆうちょ銀行よりお客さまへの安定的なサービス提供に向けた料金の見直し・新設について

- 令和4年1月17日より、ゆうちょ銀行での窓口やATMで納付する際に、現金でのお支払いの場合には、1件ごとに料金110円が加算され組合員様の負担となります。  
なお、通帳またはキャッシュカードを利用し、口座からのお支払いの場合、料金に変更はございません。

### ●賦課金をコンビニでも納付できます

- 令和4年度賦課金納入通知書よりコンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで賦課金の納付ができるようになります。なお、コンビニエンスストアでの納付は現金のみのお取り扱いとなります。



※あま市、大治町、清須市については徴収委任地区のため従来通りの納付方法となります。

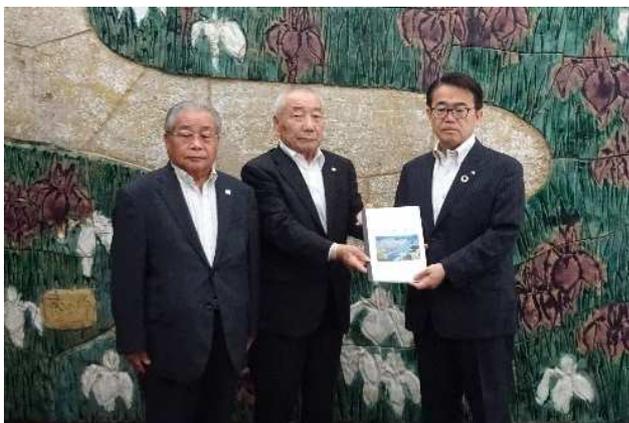
宮田用水ホームページより、徴収課及び用排水課関係の各種申請書がダウンロードできますのでご利用ください。

ホームページアドレス <https://www.miyatayousui.or.jp>

※令和4年4月1日より、地区除外・農地転用に関する申請書類が変更になりましたのでご確認下さい。

◎国営総合農地防災事業新濃尾二期地区の促進に関する提案活動について

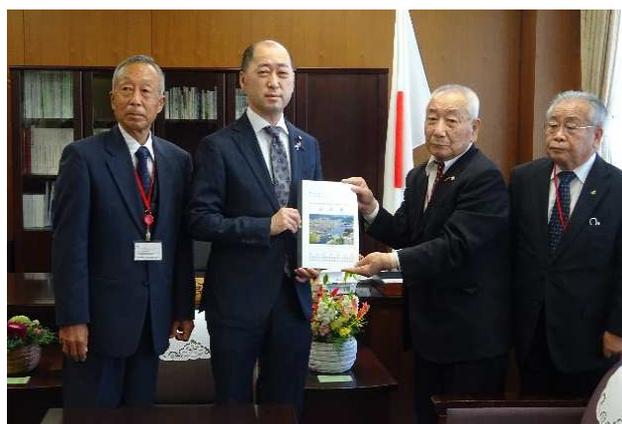
令和3年7月、11月に「濃尾用水協議会」、「宮田用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会」、「木津用水地域国営事業新濃尾地区促進協議会」の三協議会合同で、令和4年度の予算確保と、農業農村整備事業の推進などについて、関係機関、関係国会議員への提案活動を行いました。コロナ禍でするので少人数、感染防止に努めての提案活動となりました。



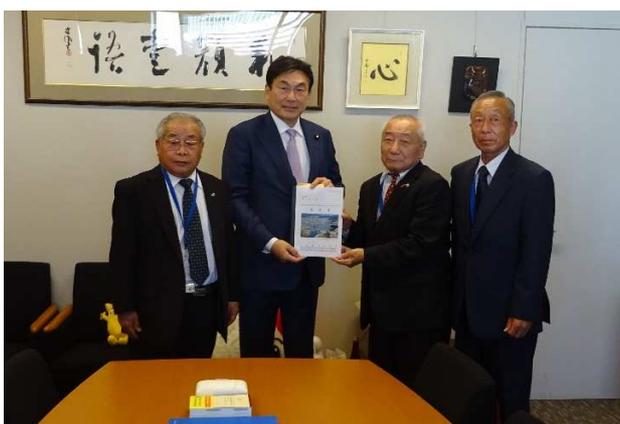
愛知県 大村知事



愛知県 農林基盤局 平田局長



農林水産大臣政務官 宮崎雅夫参議院議員



藤川政人 参議院議員



農林水産省 農村振興局 牧元局長



東海農政局 小林局長

※写真撮影時のみマスクを外しています。

今後も事業の促進に向けた提案活動を継続してまいります。

### 山田一己前理事長逝去

去る令和4年2月11日、山田前理事長がご逝去されました。

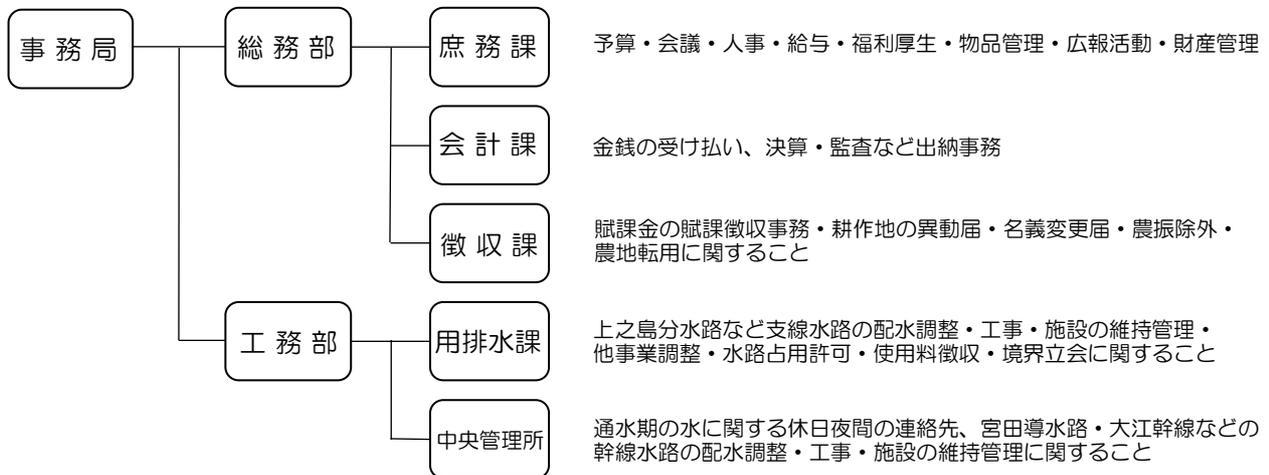
故人は平成16年8月より総代・理事に就任され、平成28年8月に宮田用水土地改良区第21代理事長に就任致しました。理事長として約5年6ヶ月という長きに亘り当改良区にご尽力いただきました。土地改良区の運営並びに土地改良事業の推進に賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り致します。

### ◎理事・役員の就任について

山田一己前理事長逝去に伴い、以下の方々が理事・役員に就任されました。

理 事 長	瀬 戸 三 朗	令 和 4 年 2 月 16 日	理事の互選により就任
副 理 事 長	石 黒 鉦 俊	令 和 4 年 2 月 16 日	理事の互選により就任
理 事	林 初 男	令 和 4 年 3 月 4 日	通常総代会にて承認され就任

### ◇事務局機構図◇



## お 願 い ！

1. 地域みんなの水です。排水路等に無効放流のないようバルブ操作をお願いします。
2. 番水制によるかんがい地区は、時間割表に基づき引水し、持ち時間終了後は必ず止水して下さい。
3. 水路にゴミを捨てない。また、捨てる人を見かけたら注意をお願いします。

## ◎県営事業実施状況

宮田用土地改良区管内で実施されている県営事業は下記のとおりであります。今後も早期完成をめざし、積極的に事業推進に努めてまいりますので、関係機関並びに関係地域のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 進捗状況

地 区 名	総事業費 千円	総事業量	R3年度迄の 事業費 千円	R3年度迄の 事業量	R4年度 事業費 千円	R4年度予定 事業量	進捗率 %	着工 年度
水質保全対策事業 大塚井筋地区	4,811,000	排水路工 L=6,472m	1,814,112	排水路工 L=1,235m	360,000	排水路工 L=430m	37.7	H29
水質保全対策事業 法立西井筋地区	2,165,000	L=2,950m	383,884	L=426m	171,000	L=195m	17.7	H30
水質保全対策事業 新光堂川用水地区	4,578,000	用水路工 L=10,000m	575,999	用水路工 L=792.4m	430,000	用水路工 L=697m	12.6	R1
水質保全対策事業 新多加木地区	1,768,000	用水路工 L=5,567m	44,000	調査・測量一式	40,000	基本設計一式	2.5	R3
用排水施設整備事業 光堂地区	715,000 (380,000)	取水堰2か所	362,860 (193,078)	取水堰 1か所の1部	131,553 (70,000)	取水堰 1か所の1部	50.7	H30
地盤沈下対策事業 日光川荻原分水地区	691,000	L=2,240m	421,898	L=1,792.4m	100,000	L=390m	61.1	H29
水環境整備事業 萱津地区	456,000	利用保全施設等 一式	350,203	利用保全施設等 一式	50,000	利用保全施設等 一式	76.8	H25
水環境整備事業 大江川4期地区	734,000	利用保全施設等 一式	493,640	利用保全施設等 一式	200,000	利用保全施設等 一式	67.3	H25
水環境整備事業 宮田導水路2期地区	705,000	園路整備工等 一式	381,371	園路整備工等 一式	180,000	園路整備工等 一式	54.1	H26
水環境整備事業 砂子地区	298,000	利用保全施設等 一式	199,995	利用保全施設等 一式	20,000	利用保全施設等 一式	67.1	H27
震災対策農業水利施設 整備事業奥村井筋地区	291,500	排水路工 L=682m	291,500	排水路工 L=682m	-	-	100.0	H30
水利施設管理強化事業	56,399	計画策定一式 強化支援費一式	38,399	計画策定一式 強化支援費一式	17,800	強化支援費一式	68.1	R2
たん水防除事業 片原一色第2地区	847,000	排水機場1カ所 導水路（法立井筋） L=965m	56,119	実施設計一式の 1部	68,000	用地買収一式 実施設計一式の 1部 送水路工 20m	6.6	R2

※用排水施設整備事業光堂地区の二段書きは上段が全体事業費（建設部込）、下段が農林負担分です。

## 水路に「ゴミ・粗大ゴミ」等の廃棄はやめましょう！！



水路や土地改良施設周辺へのゴミ・粗大ゴミ等の不法投棄が後を絶ちません。タイヤや自転車等の不法投棄も確認され、処分費用も年々増加しております。不法投棄防止と監視にご協力いただきますようお願い致します。

**ひとりひとりの注意と協力で  
きれいな水路と水を守りましょう。**